

令和3年1月15日

保護者の皆様

豊能町教育委員会

### 緊急事態宣言後の教育・保育活動について

平素は、本町の教育行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び子どもたちの安全確保のため、多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国の緊急事態宣言を受け、大阪府モデルがレッドステージ2に入りましたので、今後の対応につきましては、下記のとおり対応することを考えておりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ○教育・保育活動について

- 1) 学習活動は感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、通常どおりの活動を継続する。
- 2) 集団行動を伴う活動は一部制限を強化する。
  - ・宿泊や府県間の移動を伴う活動については中止または延期
  - ・部活動については、緊急事態宣言が解除されるまで、平日のみ実施可
  - ・飛沫感染が生じない活動方法により実施
  - ・大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施は中止
- 3) 卒業式等については形態を工夫して実施する。
- 4) 校内・園所内の行事等については、緊急事態宣言が解除されるまで、乳幼児・児童・生徒が学年を超えて屋内に一堂に集まって行う行事等は自粛する。
- 5) 授業・保育参観、保護者説明会等については、三密を回避し感染症予防を徹底した場合には実施するのも可能とする。
- 6) 校外学習については、緊急事態宣言が解除されるまで、公共交通機関を利用した校外学習は中止または延期とする。ただし、公共交通機関を利用しないで実施する場合は、受入先に確認のうえ実施する。
- 7) 昼食や休憩時間における感染症予防を徹底する。
  - ・食事の際、マスクは食事直前に外し、食事直後は速やかにマスクを着用
  - ・原則、児童・生徒が対面して食事をする形態を避け、会話はしない。
  - ・休憩時間は、大人数・大声・至近距離での会話はしない。

○基本的な感染症予防対策の徹底について

- 1) 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、マスクの着用
- 2) 自宅で、毎朝検温、健康観察  
※体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養
- 3) 登校時の健康チェック（※登校・登園等前に検温、学校園所での確認の徹底）
- 4) 教室等での密集の回避（※幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保）
- 5) 30分に1回以上換気
- 6) 教室等の消毒・アルコールを含んだ消毒薬の設置（校内・園所内環境の管理）
- 7) 授業等終了後の速やかな下校・降園等の実施

以上

**【問合せ先】**

豊能町教育委員会こども未来部

義務教育課・こども育成課

TEL 072-739-3427（義務教育課）

TEL 072-739-3432（こども育成課）

FAX 072-739-3052